

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づく監査を平塚市監査基準に準拠して執行したので、法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類

行政監査

2 監査の対象及び方法

（1） 監査の対象

令和5年度中に契約を締結した一般会計・特別会計・公営企業会計における委託業務のうち、受託者に個人情報を取り扱わせた実績があり、その件数が概算計上可能なもの

（※）

※平塚市契約規則第6条第2項に規定する契約書の作成を省略できる範囲の契約は除く

※当監査において「取り扱わせた」とは、保管、運搬、封かん、編集、加工等を指し、システムや施設設備の保守等で受託者に閲覧させた状態に置いていただけの業務については、閲覧件数の記録集計が困難であることから監査の対象から除外する。

（2） 監査の方法

ア 第1次調査

全課（81課（※））に対し、次の項目を調査した。

（ア）課内の委託契約書作成体制について

（イ）個人情報を取り扱わせる委託業務の契約状況

（ウ）委託契約書は適正に作成されていたか

※「監査委員事務局」は、1課として扱う。

イ 第2次調査

第1次調査の結果を基に、個人情報を1,000件以上取り扱わせた委託業務を発注した課に対し、調査票を用いて照会及びヒアリングで、より詳細な状況を調査した。

<調査対象課>

〔企画政策部〕財政課、マイナンバー推進課

〔総務部〕職員課、納税課、市民税課、固定資産税課

[産業振興部] 産業振興課
[公営事業部] 事業課
[市民部] 協働推進課、市民課、市民情報・相談課、文化・交流課
[福祉部] 福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課
[健康・こども部] 保育課、こども家庭課、健康課、青少年課、保険年金課
[都市整備部] 総合公園課
[土木部] 下水道経営課
[行政委員会等] 選挙管理委員会事務局
[教育総務部] 学校給食課
[学校教育部] 学務課、教職員課、教育研究所
[社会教育部] 社会教育課、中央公民館

3 監査の実施期間

令和6年11月18日から令和7年3月24日まで

4 監査の着眼点

- (1) 委託契約書は適正に作成されていたか
 - ア 令和5年4月1日から適用された特記事項の添付の有無
 - イ 特記事項第4条第2項による報告書を受領しているか
 - ウ 特記事項第5条第1項による報告書を受領しているか
 - エ 特記事項第10条第3項による報告書を受領しているか
 - オ 特記事項第12条第2項による報告書を受領しているか
 - カ 特記事項第13条による預り証を受領しているか
- (2) 個人情報の取り扱い方は適切に運用できているか
 - ア 個人情報管理状況の实地検査をしているか
 - イ 個人情報の廃棄確認をしているか

5 監査の結果

監査結果は、別添のとおりである。

以 上

令和 6 年 度
行 政（重 点）監 査
結 果 報 告 書

個人情報を取り扱う委託業務に係る
契約書について

平塚市監査委員

目 次

第 1 監査概要	1
1 監査の種類	1
2 監査のテーマ	1
3 テーマの選定理由	1
4 監査の対象及び方法	1
5 監査の実施期間	3
6 調査基準日	3
7 監査の着眼点（調査項目）	3
第 2 個人情報を取り扱わせる委託業務の契約書作成状況	4
1 委託契約書作成体制	4
（1）業務発注担当課の委託契約書作成体制	4
（2）契約検査課による委託契約書作成支援体制	4
2 個人情報を取り扱わせる委託業務の契約状況	8
（1）部局別で見る契約件数	8
（2）監査対象の契約における個人情報の概算人数	10
第 3 監査の結果	11
1 委託契約書は適正に作成されていたか	11
（1）令和 5 年 4 月 1 日から適用された特記事項の添付の有無	11
（2）特記事項第 4 条第 2 項による報告書を受領しているか	12
（3）特記事項第 5 条第 1 項による報告書を受領しているか	13
（4）特記事項第 10 条第 3 項による報告書を受領しているか	15
（5）特記事項第 12 条第 2 項による報告書を受領しているか	16
（6）特記事項第 13 条による預り証を受領しているか	17
2 個人情報の取り扱わせ方は適切に運用できているか	18
（1）個人情報管理状況の实地検査をしているか	18
（2）個人情報の廃棄確認をしているか	20
第 4 むすび	21
参考資料	22
個人情報取扱特記事項（令和 5 年 4 月 1 日適用）	22

第1 監査概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく、平塚市監査基準第2条第1項第2号に準拠した行政（重点）監査（※）を実施した。

※一般行政事務の運営について、その適切性及び効率性・能率性の確保等の視点から行う監査

2 監査のテーマ

「個人情報を取り扱う委託業務に係る契約書について」

3 テーマの選定理由

平塚市個人情報保護条例が令和5年3月31日に廃止となり、令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第21号）が適用されたことに伴い、業務発注時に締結する契約書の添付書類である「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）が一部改訂された。しかしながら、令和6年度前期の定期監査において、特記事項の添付漏れや、特記事項に定める報告書を受領していない事例が複数の課で指摘事項となった。

過去には平成29年度に実施した行政（重点）監査において、障害者差別解消法の施行に伴う必要書類の添付不足が複数の業務委託契約で見受けられていたところである。

このような状況を踏まえ、法令改正時等における全庁的な契約書の作成体制を検証し、実際に締結された契約書を確認することで、今後の適切な契約書作成体制及び契約の適切な履行体制の構築に資することを目的として、監査を実施する。

また、今年度の委託事業において、個人情報を流出させた恐れがあると受託者から報告を受ける事案が発生していることから、受託者における個人情報の取扱いが適切に行われているかの確認方法等についても併せて確認する。

4 監査の対象及び方法

（1）監査の対象

令和5年度中に契約を締結した一般会計・特別会計・公営企業会計における委託業務のうち、受託者に個人情報を取り扱わせた実績があり、その件数が概算計上可能なもの（平塚市契約規則第6条第2項に規定する契約書の作成を省略できる範囲の契約は除く）。

なお、当監査において「取り扱わせた」とは、保管、運搬、封かん、編集、加工等を指し、システムや施設設備の保守等で受託者に閲覧させた状態に置いていただけの業務については、閲覧件数の記録集計が困難であることから監査の対象から除外する。

平塚市契約規則第6条第2項

(契約書の作成及びその省略)

第6条 契約の締結にあつては、契約書(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)を作成し、当事者双方が記名押印(電磁的記録の場合にあつては、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。))。第34条第2項において同じ。)の上保管するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、請書(当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)、見積書その他適当な文書を徴して契約書の作成を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人と契約するとき。
- (2) 1件50万円を超えない随意契約をするとき。
- (3) 物品売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (4) せり売りに付するとき。
- (5) その他市長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(2) 監査の方法

ア 第1次調査

全課(81課※)に対し、次の項目を調査した。

- (ア) 課内の委託契約書作成体制について
- (イ) 個人情報を取り扱わせる委託業務の契約状況
- (ウ) 委託契約書は適正に作成されていたか

※「監査委員事務局」は、1課として扱う。

イ 第2次調査

第1次調査の結果を基に、個人情報を1,000件以上取り扱わせた委託業務を発注した課に対し、調査票を用いて照会及びヒアリングで、より詳細な状況を調査した。

<調査対象課>

[企画政策部] 財政課、マイナンバー推進課

[総務部] 職員課、納税課、市民税課、固定資産税課

[産業振興部] 産業振興課

[公営事業部] 事業課

[市民部] 協働推進課、市民課、市民情報・相談課、文化・交流課

[福祉部] 福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課

[健康・こども部] 保育課、こども家庭課、健康課、青少年課、保険年金課

[都市整備部] 総合公園課

[土木部] 下水道経営課
[行政委員会等] 選挙管理委員会事務局
[教育総務部] 学校給食課
[学校教育部] 学務課、教職員課、教育研究所
[社会教育部] 社会教育課、中央公民館

5 監査の実施期間

令和6年11月18日から令和7年3月24日まで

6 調査基準日

令和6年11月18日

7 監査の着眼点（調査項目）

監査における着眼点を次のように定めた。

- (1) 委託契約書は適正に作成されていたか
 - ア 令和5年4月1日から適用された特記事項の添付の有無
 - イ 特記事項第4条第2項による報告書を受領しているか
 - ウ 特記事項第5条第1項による報告書を受領しているか
 - エ 特記事項第10条第3項による報告書を受領しているか
 - オ 特記事項第12条第2項による報告書を受領しているか
 - カ 特記事項第13条による預り証を受領しているか
- (2) 個人情報の取り扱い方は適切に運用できているか
 - ア 個人情報管理状況の实地検査をしているか
 - イ 個人情報の廃棄確認をしているか

第2 個人情報を取り扱わせる委託業務の契約書作成状況

1 委託契約書作成体制

(1) 業務発注担当課の委託契約書作成体制

ア 業務発注担当課による委託業務の発注状況

本市が発注する業務委託契約は、一部の例外を除いて、契約検査課が執行する一般競争入札で実施する工事等に係る委託業務以外は、業務発注担当課（以下「担当課」という。）により行われている。公共施設維持管理業務委託では契約検査課が入札を代理することもあるが、この場合も契約締結行為は担当課により行われている。

全課（81課）中、契約書を用いる委託業務の発注体制について、契約に関する情報収集の担当者が明確となっている課は72課であり、秘書課、監査委員事務局、農業委員会事務局、予防課、消防救急課、情報指令課、警備第一課、警備第二課及び警備第三課では契約書を用いる委託業務の発注実績がないことから契約に関する情報収集の担当者は定めていなかった。このうち予防課、消防救急課、情報指令課、警備第一課、警備第二課及び警備第三課については、その発注と契約の事務を消防総務課で行っている。

イ 担当課による委託契約書作成体制

担当課では、委託業務ごとの担当者が最新の契約情報の把握に努めている。その際は、契約検査課が見本として作成している契約約款の雛形をはじめ、同課からの通知文書や情報紙を主な情報源とし、必要に応じて庁内他部署や他自治体の類似契約書を参考にして、契約書記載内容を改訂している。また、大部分の課が委託業務の担当者を契約書作成体制の中心に据えている。

(2) 契約検査課による委託契約書作成支援体制

ア 契約約款雛形等の作成・改訂体制

担当課が参考にしている契約約款雛形等は、民法、税法ほか法令が改正された際、財務規則、契約規則、内部運用等に変更が生じる場合に、契約検査課が中心となり関係課と協議調整して改訂する体制となっている。

法令改正の事実、法令所管課からの情報提供だけでなく、国や県からの通知、各種情報媒体などからも収集している。

イ 周知体制

契約約款雛形等を改訂した際は、改訂の要因となった改正法令の施行日又は運用開始日までに関係各課が十分な準備ができるよう適切な時期に、庁内全課への文書通知、庁内グループウェアインフォメーションへの掲示、情報紙への掲載により周知がされている。

なお、令和5年4月に個人情報の取扱いに関する特記事項が改訂された際には、次のとおり庁内全課に周知がされている。

【令和5年4月 特記事項が改訂された際の周知内容】

令和5年2月17日

- ・文書管理システムにより「個人情報取扱特記事項の一部改訂について（通知）」を文書通達
- ・庁内グループウェアインフォメーションで「個人情報取扱事項の一部改訂について」を掲示
- ・庁内グループウェア文書管理に「個人情報特記事項（R5.4.1適用）掲示用」を掲示

令和5年3月2日

- ・情報紙『入札・契約 I N F O R M A T I O N 第12号』に「個人情報特記事項について」を掲載し、同号を文書管理システムにより通達、庁内グループウェアインフォメーション及び文書管理に掲示

「個人情報取扱特記事項の一部改訂について（通知）」 抜粋

4平契第262号

令和5年（2023年）2月17日

（宛先）
各課長

契約検査課長

個人情報取扱特記事項の一部改訂について（通知）

このことについて、平塚市個人情報保護条例が令和5年3月31日に廃止され、令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第21号）が適用されることに伴い、個人情報取扱特記事項を別紙のとおり一部改訂いたしましたので、令和5年度契約案件については、こちらを契約書に添付いただきますようお願いいたします。

また、委託契約の際は、関係法令を遵守し、適正な個人情報の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

- 1 添付文書 ・個人情報取扱特記事項
・新旧対照表

2 主な改訂点

①	安全管理措置に関する事項	・ 個人情報を取り扱う場所を定め、報告することを義務化（第4条） ・ 個人情報の管理状況及び契約履行状況の定期報告を義務化（第14条）
②	再委託に関する事項	再委託する際に遵守すべき事項を追加（第9条）
③	特定個人情報のみ適用される事項	・ 従事者への教育研修実施及び書面による報告を義務化（第12条第3項） ・ 特定個人情報の受け渡し方法を明記（第13条）
④	委託終了時における個人情報の消去及び廃棄等に関する事項	・ 個人情報の返還・消去・廃棄の義務化（第10条） ・ 紙の溶解、データ消去用ソフトウェアの使用又は電磁的記録媒体の物理的破壊等個人情報の復元又は判読ができないよう確実に消去又は廃棄を行うことを明記（第10条）
⑤	個人情報の漏えい等の事案の発生時の対応に関する事項	・ 個人情報の漏えい事故が発生、又は発生する恐れがあることを知ったときの対応を明記（第15条）
⑥	契約解除・損害賠償に関する事項	・ 個人情報の取り扱いにおいての契約解除及び損害賠償を明確化（第16条）

※改訂後の個人情報特記事項は市内ポータルの次のところに格納しています。

文書管理-契約検査課-契約（物品・委託）-契約約款（委託・賃貸借）-添付資料・関係書式

以 上

（契約検査課 契約担当 内線：2577）

知っているとちょっと役に立つ、みんなと差がつく

入札・契約 INFORMATION

2023年3月
第12号

「入札・契約INFORMATION」は、庁内のみなさんから日ごろ寄せられるご相談内容を中心に、入札・契約事務に関する情報をコンパクトにお届けする情報誌です。

（ 中略 ）

個人情報取扱特記事項について

令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第21号）が適用されることに伴い、委託契約書に添付する個人情報取扱特記事項を一部改訂しました。令和5年度契約案件から適用になります。（文書管理-契約検査課-契約（物品・委託）-契約約款（委託・貸借）-添付資料・関係書式）

主な改訂点 **重要！** 委託先にも個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が求められます。

	改訂後	改訂前
安全管理措置に関する事項	・受注者は個人情報を取り扱う場所を定め、発注者に書面により報告しなければならない。（第4条）	—
	・受注者は個人情報の管理状況を含む遵守状況について定期的に書面により報告しなければならない。（第14条）	・発注者が必要と認めた場合は履行状況の報告を求めることができる。
再委託に関する事項	・再委託する際は、次の項目を記載した書面を発注者に提出して、承諾を得なければならない。（第9条第2項） (1)再委託先の相手方 （名称、代表者、所在地、連絡先） (2)再委託する理由 (3)再委託して処理する内容 (4)再委託先において取り扱う個人情報 (5)再委託先における個人情報の安全性及び信頼性を確保する対策 (6)再委託先に対する個人情報管理及び監督の方法	具体的な承諾申請内容は規定されていない。
	・受注者は再委託先の安全管理についても、適切な措置を講じなければならない。（第9条第3項・第4項）	—
特定個人情報のみに適用される事項	・受注者は従事者への教育研修実施及び書面による報告をしなければならない。（第12条）	—
	・発注者が指定した方法で受注者は特定個人情報の受け渡しを行い、預り証を提出しなければならない。（第13条）	—
委託終了時における個人情報の消去及び廃棄に関する事項	・発注者の指定した方法で受注者は個人情報の返還・消去・廃棄をしなければならない。（第10条）	発注者から別に指示がなければ、契約の終了後に個人情報が記録された資料等は返還又は引き渡す。
	・紙の溶解、データ消去用ソフトウェアの使用又は電磁的記録媒体の物理的破壊等、個人情報の復元又は判読ができないよう確実に消去又は廃棄を行うことを明記（第10条）	—
個人情報の漏えい等の事案の発生時の対応に関する事項	・個人情報の漏えい事故が発生、又は発生する恐れがあることを知ったときに報告（第15条）	この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときに報告
契約解除・損害賠償に関する事項	・受注者が特記事項に違反又は怠ったことにより個人情報の漏えい等が発生し、発注者に損害を生じさせたときを対象とする。（第16条）	発注者は受注者が特記事項の内容に違反していると認めたときを対象としていた。

2 個人情報を取り扱わせる委託業務の契約状況

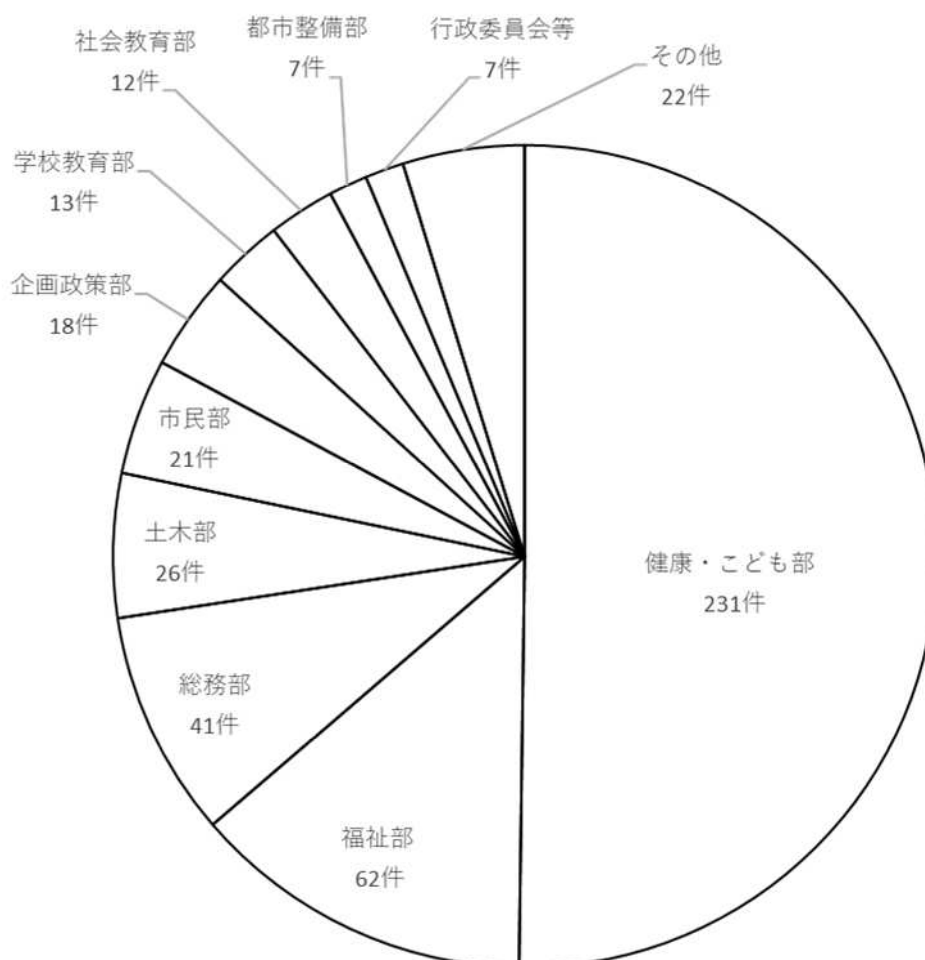
(1) 部局別で見る契約件数

ア 集計契約件数

令和5年度中に契約を締結した委託業務のうち、受託業者に個人情報を取り扱わせるか閲覧させた状態で業務を行わせることを前提に締結した契約（平塚市契約規則第6条第2項に規定する範囲内の契約は除く。）は次のとおりであった。

市長室	1件	企画政策部	18件
総務部	41件	産業振興部	2件
公営事業部	4件	市民部	21件
福祉部	62件	健康・こども部	231件
環境部	5件	まちづくり政策部	3件
都市整備部	7件	土木部	26件
行政委員会等	7件	教育総務部	2件
学校教育部	13件	社会教育部	12件
消防本部	2件	病院事務局	3件
		合計	460件

【グラフ1：集計契約件数】

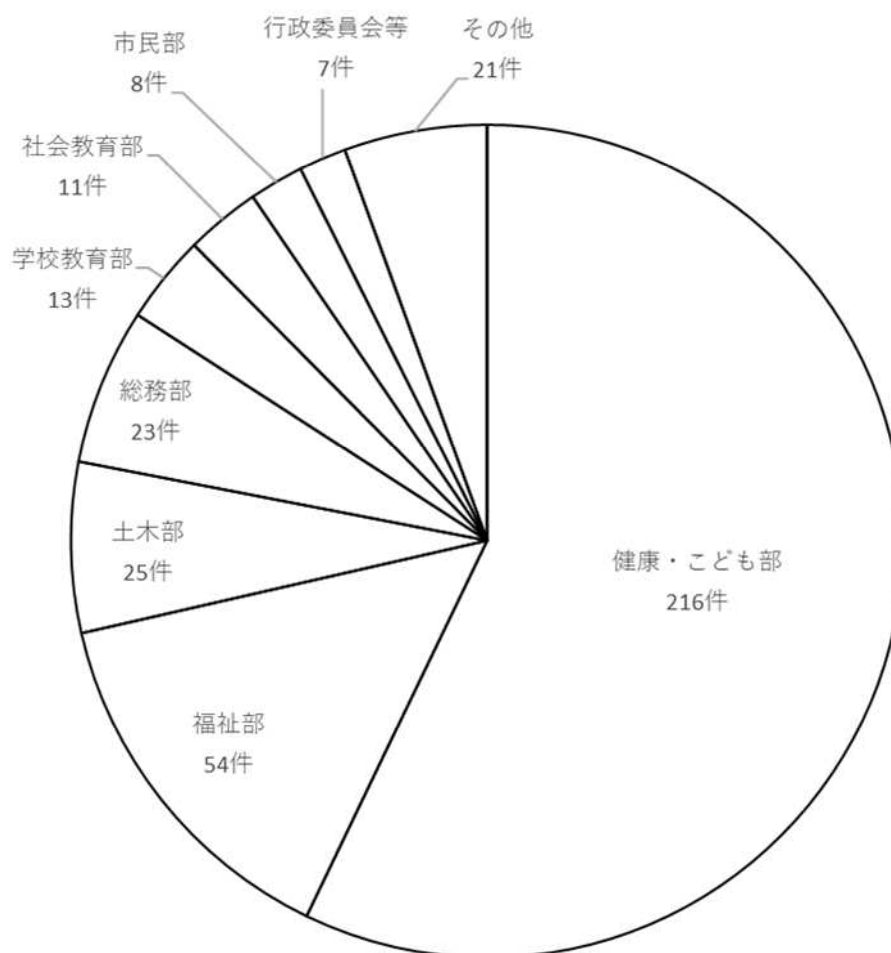


イ 監査対象の契約件数

前述のアの集計契約件数のうち、令和５年度中に受託業者に個人情報を取り扱わせた実績があり、その件数が概算計上可能である契約は次のとおりであった。

市長室	1件	企画政策部	5件
総務部	23件	産業振興部	2件
公営事業部	2件	市民部	8件
福祉部	54件	健康・こども部	216件
環境部	4件	まちづくり政策部	2件
都市整備部	3件	土木部	25件
行政委員会等	7件	教育総務部	1件
学校教育部	13件	社会教育部	11件
消防本部	0件	病院事務局	1件
		合計	378件

【グラフ２：監査の対象となる契約件数】



(2) 監査対象の契約における個人情報の概算人数

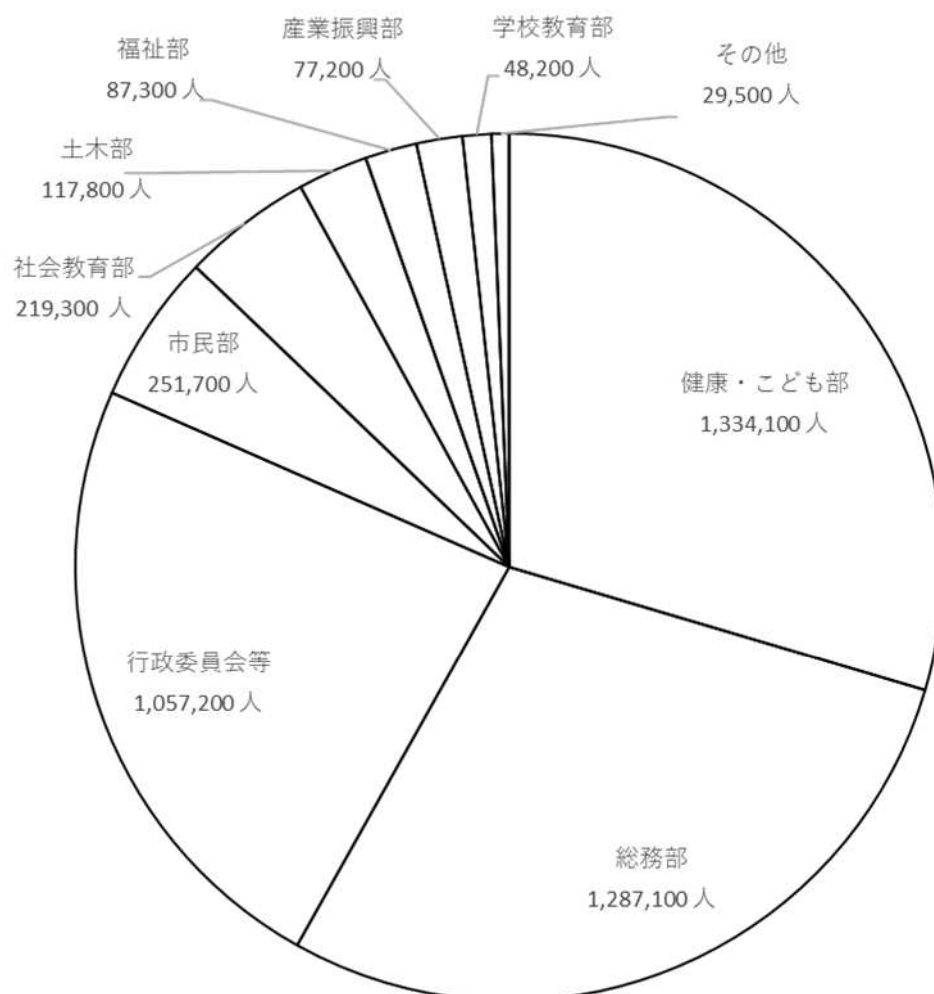
前述のイの契約において、取り扱われた個人情報の概算延べ人数は次のとおりであった。

市長室	1,600人	企画政策部	9,400人
総務部	1,287,100人	産業振興部	77,200人
公営事業部	10,000人	市民部	251,700人
福祉部	87,300人	健康・こども部	1,334,100人
環境部	200人	まちづくり政策部	1,200人
都市整備部	5,000人	土木部	117,800人
行政委員会等	1,057,200人	教育総務部	1,500人
学校教育部	48,200人	社会教育部	219,300人
消防本部	0人	病院事務局	600人

延べ 4,509,400人

※百人未満は四捨五入して集計

【グラフ3：監査対象の契約における個人情報の概算人数】



第3 監査の結果

今回の監査は「個人情報を取り扱う委託業務に係る契約書について」をテーマとし、前述の3ページ「7 監査の着眼点（調査項目）」に基づき監査を実施した。

その結果、多くの課において必要書類の提出漏れ等が認められ、検討や改善を要する事項があったので、次のとおりその状況をまとめる。

1 委託契約書は適正に作成されていたか

（1）令和5年4月1日から適用された特記事項の添付の有無

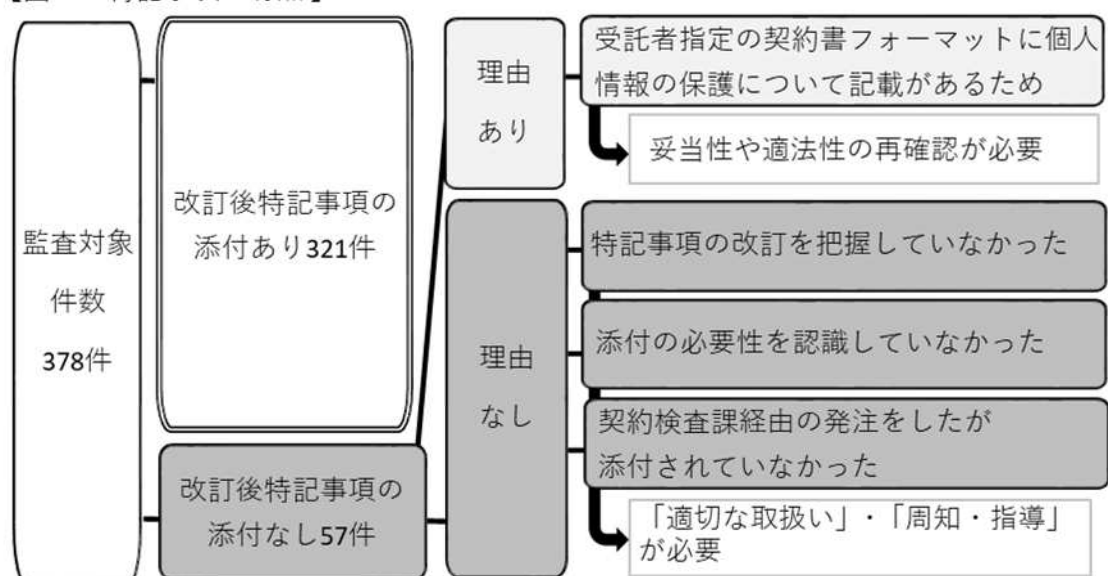
監査の対象となる委託契約件数は9ページのとおり378件あった。このうち、正しい特記事項が添付されていたものは321件で、改訂以前の特記事項が添付されていたものや、特記事項の添付がなかったものが57件あった。

改訂後の特記事項を添付していない事例には、「受託者が指定する契約書書式内で個人情報の保護について記載があったことから不要とした」としているものが一部あったが、そのほとんどは「特記事項の改訂を把握していなかった」あるいは「特記事項の必要性を認識していなかった」ことに原因があった。また、「一般競争入札のため契約検査課へ契約事務を依頼したが添付されていなかった」というものもあり、担当課と契約検査課で互いに確認不足が見られる事例もあった。

担当課においては、契約検査課からの周知内容を適切に把握することが求められる。その上で、特記事項の添付を不要とした契約については、受託者指定の書式を使用することの妥当性や適法性について、契約検査課とともに再度確認を願いたい。

また、特記事項の添付が漏れていた契約については、今後の適切な取扱いや、現状を踏まえた契約検査課による適切な周知と指導が望まれる。

【図1：特記事項の有無】



（２）特記事項第４条第２項による報告書を受領しているか

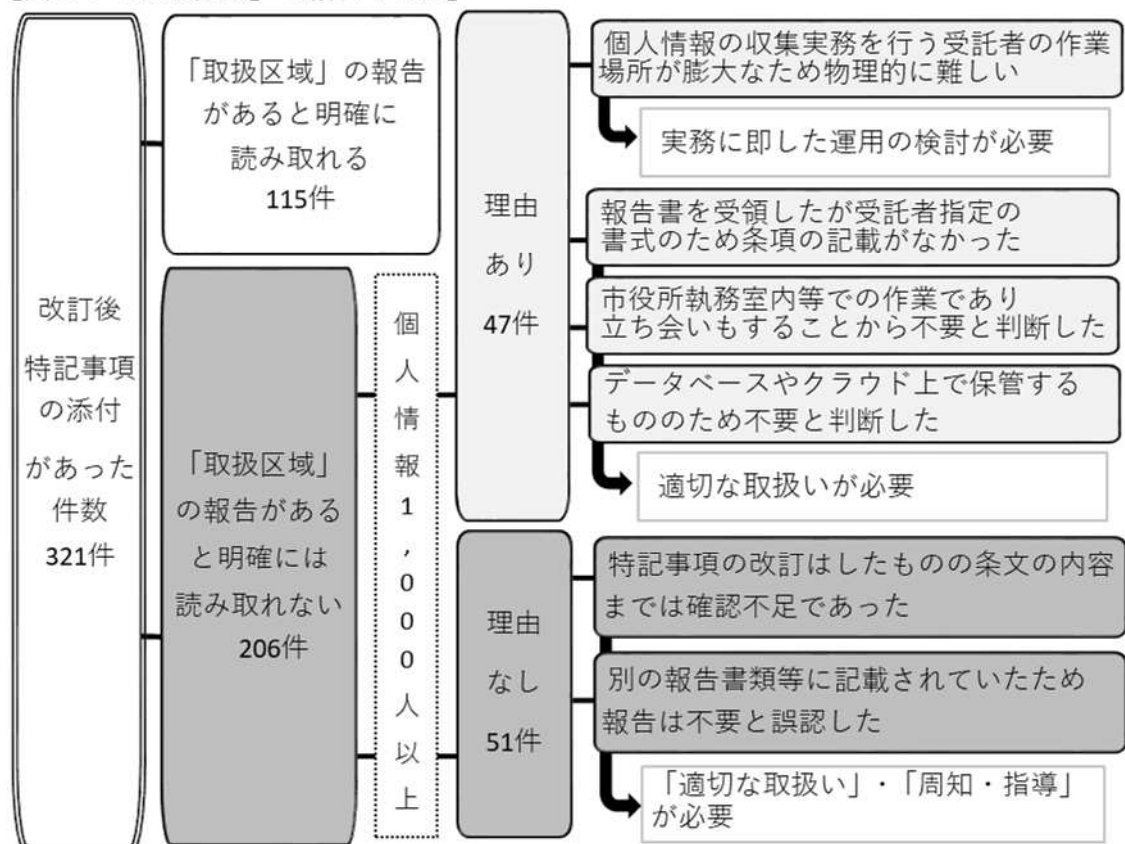
特記事項第４条第２項では「取扱区域」を书面報告する旨が記載されている。

前述のとおり、改訂後の特記事項が添付されていたものは321件であった。このうち特記事項で規定した「取扱区域」の報告書を受領したと明確に読み取れるものは115件であり、一方、明確に読み取れないものが206件であった。

206件のうち、個人情報の取扱延べ人数が1,000人以上の条件において事例98件を調査したところ、「個人情報の収集実務を行う受託者の作業場所が膨大なため物理的に難しい」、「報告書を受領したが受託者指定の書式のため条項の記載がなかった」、「市役所執務室内等での作業であり、職員が立ち会いもすることから不要と判断した」、「データベースやクラウド上にある」という個別理由のあるものが47件あった。一方で、「改訂後特記事項の条文内容について確認不足であったため受領していない」、「同等の内容が別の報告書等に記載されていたため報告は不要と誤認した」との事例も51件あった。

報告書を受領する際に実務上の課題を抱える契約があることや、契約検査課の周知内容だけでは別の報告書でもよいと誤認した契約があったことも踏まえ、担当課による適切な取扱いとはもとより、実務に即した運用の検討とともに契約検査課による、より丁寧な周知と指導が望まれるところである。

【図２：「取扱区域」の報告の有無】



特記事項第4条第2項

(安全管理措置)

第4条

2 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。取扱区域を変更する場合も同様とする。

(3) 特記事項第5条第1項による報告書を受領しているか

特記事項第5条第1項では「従事者」を書面報告する旨が記載されている。

前述のとおり、改訂後の特記事項が添付されていたものは321件であった。このうち特記事項で規定した「従事者」の報告書を受領したと明確に読み取れるものは132件であり、一方、明確に読み取れないものが189件であった。

189件のうち、個人情報の取扱延べ人数が1,000人以上の条件において事例83件を調査したところ「個人情報の収集実務を行う受託者の従事者が膨大なため物理的に難しい」、「職員が受託者の事務局におり従事者を全て把握しているため不要とした」、「提出するよう促しているが未提出となっている」という個別理由のあるものが42件あった。一方で、「改訂後特記事項の条文内容について確認不足であったため受領していない」、「配置表等が別の報告書等に記載されていたため報告は不要と誤認した」、「様式に不足があった」との事例が41件あった。

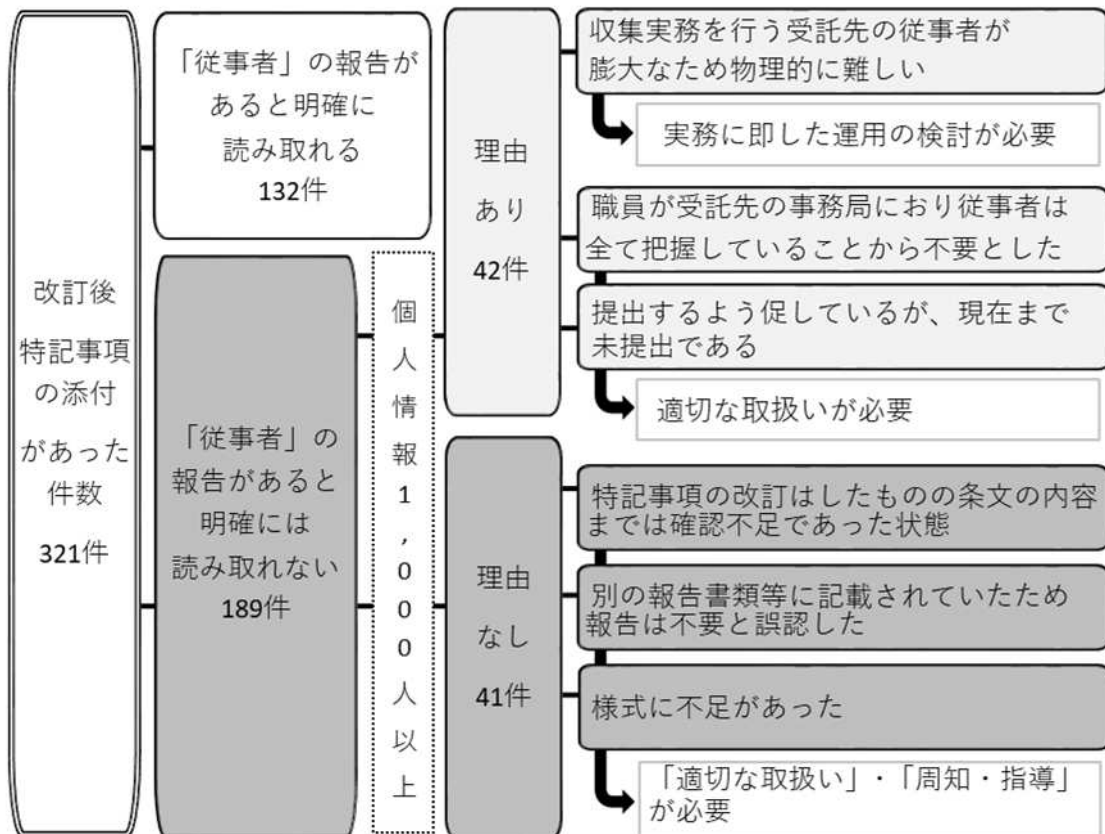
報告書を受領する際に実務上の課題を抱える契約があることや、契約検査課の周知内容だけでは別の報告書でもよいと誤認した契約があったことも踏まえ、担当課による適切な取扱いのもとより、実務に即した運用の検討とともに契約検査課による、より丁寧な周知と指導が望まれるところである。

なお、特記事項第5条第1項では個人情報の取扱いに係る責任者の報告を求めているところだが、契約約款雛形では委託業務の業務責任者の報告を求めており、情報システムに関する委託契約であればデジタル推進課の方針に基づき情報セキュリティ責任者を報告することとされている。担当課ではこれらを混同していることが監査の過程において見受けられた。現在、デジタル推進課と契約検査課が協力のうえ、情報システムに関する委託契約について届出書を整備しているが、情報システムに関しない委託契約では報告様式は整備されていない。

例えば、個人情報を含む委託契約、情報システムに関する委託契約等、報告内容の一つにまとめた様式を整備することで、担当課の事務負担の軽減につながるとともに、受託者にとっても手続きが統一され分かりやすくなることが期待できることから、契約検査課が主体となって適切な方法の検討を進められたい。

また、特記事項では「従事者」報告書の提出期限を定めていない。このため、報告書の提出よりも現場の委託業務が先んじてしまう事態が懸念される。担当課においては、報告書を適切な機会で受理し正確に現場状況を把握するよう注意を払うとともに、契約検査課においては提出期限の定め可否について検討されたい。

【図 3：「従事者」の報告の有無】



特記事項第5条第1項

(従事者の報告)

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務に従事する者（以下これらを「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。従事者を変更する場合も同様とする。

契約約款第5条第1項及び第3項 <雛形>

(業務責任者)

第5条 受注者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

3 受注者は、選任した業務責任者を業務履行開始までに、発注者に通知するものとする。

（４）特記事項第10条第3項による報告書を受領しているか

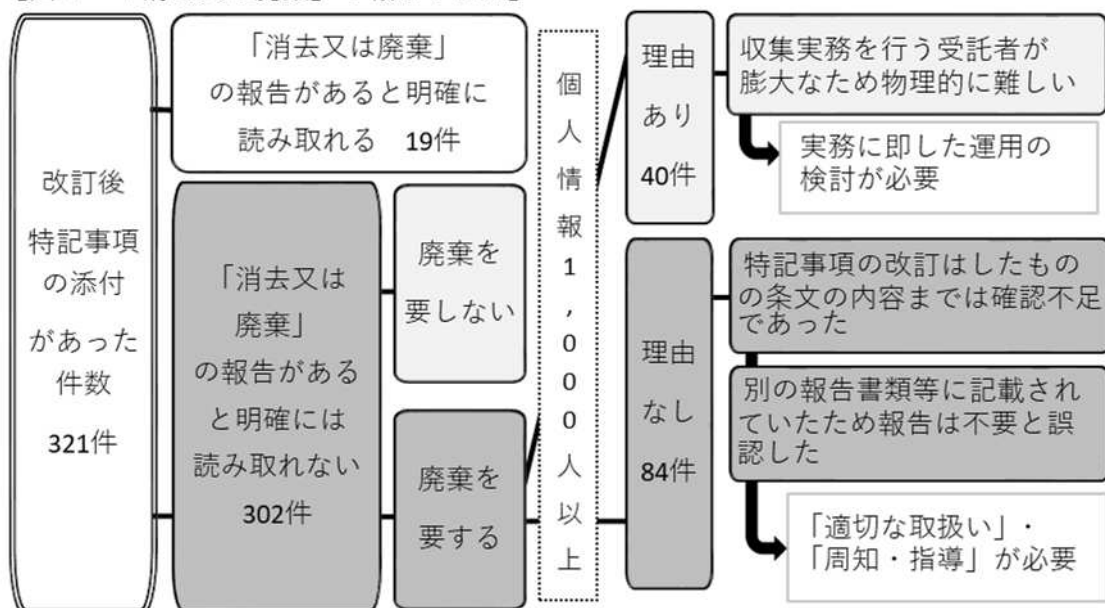
特記事項第10条第3項では「消去又は廃棄」を書面報告する旨が記載されている。

前述のとおり、改訂後の特記事項が添付されていたものは321件であった。このうち特記事項で規定した「消去又は廃棄」の報告書を受領したと明確に読み取れるものは19件であり、一方、明確に読み取れないものが302件であった。

302件のうち、個人情報の廃棄を要しない契約を除外したうえで、個人情報の取扱延べ人数が1,000人以上の条件において事例124件を調査したところ「個人情報の収集実務を行う受託者が膨大なため物理的に難しい」という個別理由のあるものが40件あった。一方で、「改訂後特記事項の条文内容について確認不足であったため受領していない」、「業務完了報告書等に同等の記載がされていたため報告は不要と誤認した」との事例も84件あった

報告書を受領する際に実務上の課題を抱える契約があることや、契約検査課の周知内容だけでは別の報告書でもよいと誤認した契約があったことも踏まえ、担当課による適切な取扱いのもとより、実務に即した運用の検討とともに契約検査課による、より丁寧な周知と指導が望まれるところである。

【図4：「消去又は廃棄」の報告の有無】



特記事項第10条第3項

（個人情報の返還及び廃棄等）

第10条

3 受注者は、当該個人情報の消去又は廃棄を実施した後、消去又は廃棄を実施した日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

（５）特記事項第12条第２項による報告書を受領しているか

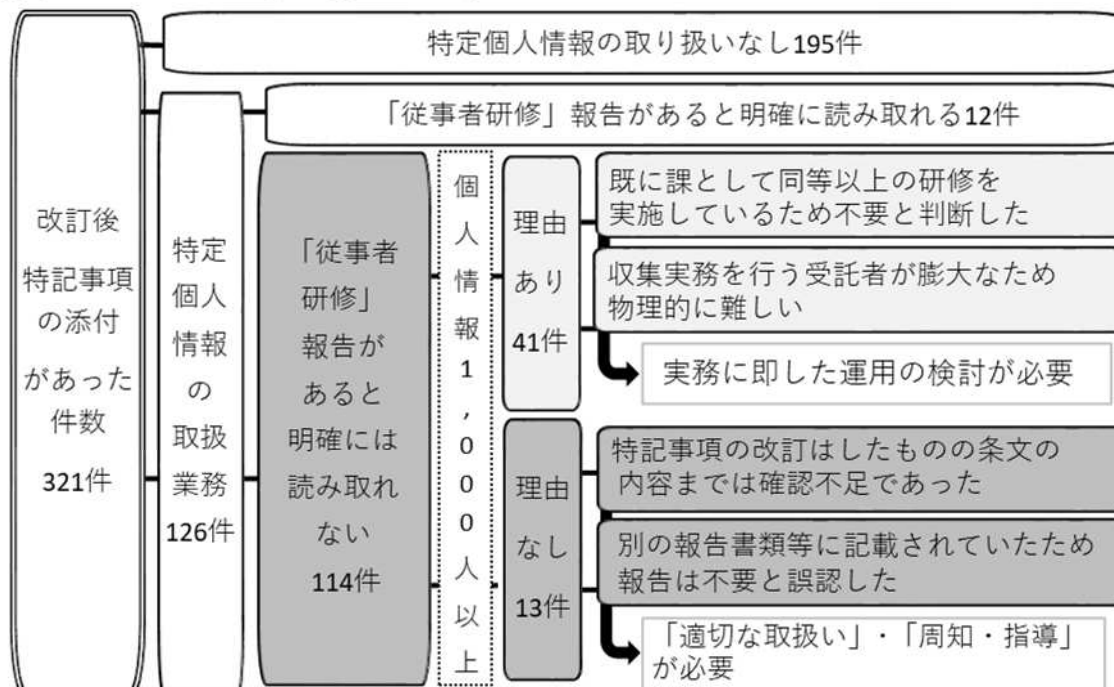
特記事項第12条第２項では、特定個人情報を取り扱う場合に「従事者研修」を実施し書面報告をする旨が記載されている。

前述のとおり改訂後の特記事項が添付されていた321件のうち、特定個人情報を取り扱う契約は126件であった。このうち特記事項の規定どおり「従事者研修」報告書を受領したと明確に読み取れるものは12件であり、一方、明確に読み取れないものが114件であった。

114件のうち、個人情報の取扱延べ人数が1,000人以上の条件において事例54件を調査したところ「既に課として同等以上の研修を実施済みのため不要と判断した」、「個人情報の収集実務を行う受託者の従事者が膨大なため物理的に難しい」という個別理由のあるものが41件あった。一方で、「改訂後特記事項の条文内容について確認不足であったため受領していない」、「研修が別の報告書等に記載されていたため報告は不要と誤認した」との事例も13件あった。

報告書を受領する際に実務上の課題を抱える契約があることや、契約検査課の周知内容だけでは別の報告書でもよいと誤認した契約があったことも踏まえ、担当課による適切な取扱いはもとより、実務に即した運用の検討とともに契約検査課による、より丁寧な周知と指導が望まれるところである。

【図５：「従事者研修」の報告の有無】



特記事項第12条第2項

(従事者への教育)

第12条

2 特定個人情報を取り扱っている従事者については、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従事者が遵守すべき事項、その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施し、全員が受けたことについて発注者に書面にて報告をしなければならない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第2条第8項

(定義)

第二条

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

(6) 特記事項第13条による預り証を受領しているか

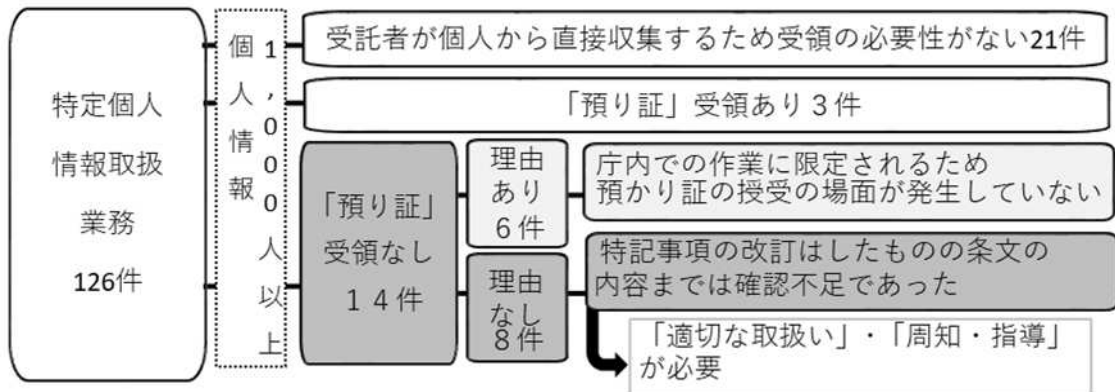
特記事項第13条では、発注者と受託者間で特定個人情報を受け渡す際は、受託者は「預り証」を提出しなければならない旨が記載されている。

前述のとおり、改訂後の特記事項が添付されていた中で特定個人情報を取り扱う委託契約は126件であった。このうち個人情報の取扱延べ人数が1,000人以上の条件では、受託者が個人から直接収集するため受領の必要性がない契約が21件、発注者が「預り証」を受領していた契約は3件、受領していない契約が14件であった。

14件において事例を調査したところ「庁内での作業に限定されるため預り証の授受の場面が発生しない」という個別理由が6件、一方で「改訂後特記事項の条文内容について確認不足であった」との事例が8件あった。

「預り証」が提出されていなかったその他の契約については、担当課による適切な取扱いのもとより、現状を踏まえた契約検査課による適切な周知と指導が望まれるところである。

【図6：「預り証」の受領の有無】



特記事項第13条第1項

(特定個人情報の受渡し)

第13条 受注者は、発注者と受注者間の特定個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に特定個人情報の預り証を提出しなければならない。

2 個人情報の取り扱わせ方は適切に運用できているか

(1) 個人情報管理状況の实地検査をしているか

特記事項第14条第2項では、業務の安全管理措置の実施状況について、必要があると認めた場合に实地検査を実施することができる旨が記載されている。

前述12ページの「取扱区域」の報告があると明確に読み取れる115件について、個人情報管理状況の实地検査がされている契約とされていない契約は約半数に分かれた。個人情報管理状況の实地検査がない契約では、「行政管理施設内で取り扱う」、「サーバ管理である」という理由が少数あったが、「書面確認で済ませる」、「必要性を認識していない」、あるいは実施していない明確な理由がないものが多数あった。

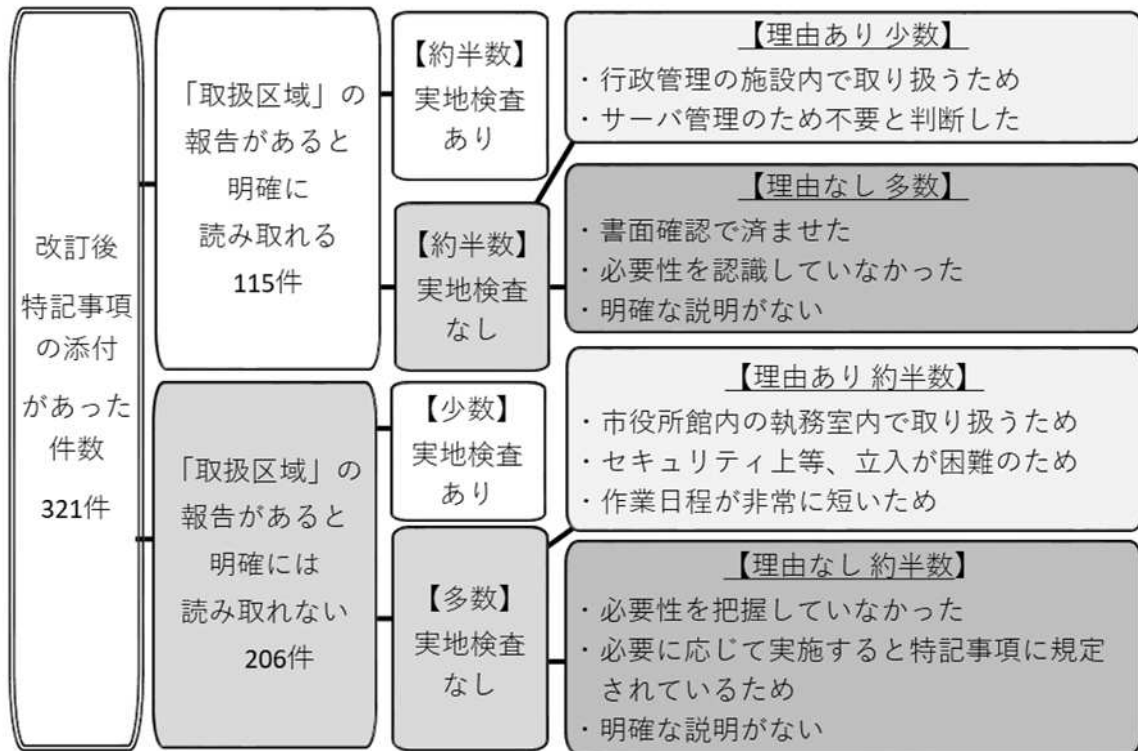
また、「取扱区域」の報告があると明確には読み取れない206件においては、多数の契約で個人情報管理状況の实地検査をしていなかった。この個人情報管理状況の实地検査をしていない契約のうち、その約半数は「市役所館内の執務室内で取り扱っている」、「データセンター等での保管によりセキュリティ上等、立入りができない」、「作業日程が非常に短い」といった理由であった。一方で残りの約半数では「实地検査の必要性を把握していなかった」、「必要に応じて実施すると契約書に規定されているため実施していない」とするものや、行っていないことへの明確な説明がない状態であった。

なお、特記事項では必要があると認めた場合には实地検査をすることができると規定しているが、個人情報を所管する市民情報・相談課では「個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて原則として個人情報管理状況の实地検査をする」こと

としているため、契約検査課において実地検査実施の規定について、現行のままでよいのか検討する必要がある。

また、必要性を把握していなかったもの、明確な説明がなかったものについては、担当課による適切な業務履行が望まれるところである。

【図 7：実地検査の有無】



特記事項第14条第2項

(定期報告及び検査の実施)

第 1 4 条

2 発注者は、受注者における安全管理措置の実施状況を確認するために、必要があると認めた場合には、受注者に対して当該業務の安全管理措置の実施状況について受注者の立会いの上、実地検査を実施することができる。この場合において、受注者は、当該実地検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(2) 個人情報の廃棄確認をしているか

特記事項第10条には個人情報の返還及び廃棄等について記載されている。「消去又は廃棄」の書面報告に追加して更に「消去又は廃棄」の確認作業をしている事例は非常にまれである。講習会等の閉会後に職員が直接現地で確認をしている事例や、電話による削除確認を行っている事例はあったものの、ほとんどの契約において書面報告以外の方法による確認作業はない状況にある。

「消去又は廃棄」に伴う確認作業の取り決めは、市がリース等している端末の電磁的記録媒体については平塚市情報セキュリティポリシーで実施手順を定めているが、市から受託者へ提供した個人情報または受託者自身が収集した個人情報については定めがない。

今年度本市において発生した個人情報の流出の恐れがあった事案については、受託者から個人情報を消去した旨の報告が書面によりなされていたにもかかわらず、実際には消去されていないことに起因するものであった。特記事項第10条では「消去又は廃棄」については書面での報告は求めているものの、実地検査については記載がない。個人情報を消去した事を確認する必要がある契約すべてについて、書面に加えて現地現物を確認することは現実的に困難であることは理解するが、一方で受託者から虚偽の報告がなされ、万が一個人情報流出した場合、市として責任をもった対応が求められると考える。こうした事を踏まえたうえで、「消去又は廃棄」の確認が形骸的にならぬよう、実地検査等についての特記事項への記載とともに、統一した報告書を整備するなど、効果的で効率的な確認方法を検討するよう努められたい。

特記事項第10条 (第3項再掲)

(個人情報の返還及び廃棄等)

第10条 受注者は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が取得し、若しくは作成した個人情報について、発注者の指定した方法により遅滞なく発注者に返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、当該個人情報を消去又は廃棄する場合は、紙の溶解、データ消去用ソフトウェアの使用又は電磁的記録媒体の物理的破壊等、当該個人情報の復元又は判読ができないよう確実に消去又は廃棄するための必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、当該個人情報の消去又は廃棄を実施した後、消去又は廃棄を実施した日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

第4 むすび

個人情報の保護は、国の法制化に先立ち一部の地方公共団体による個人情報保護条例の制定にはじまり、個人の権利利益侵害の危険性・不安感の増大等といった社会情勢を受け、国においても基本理念や主に民間事業者の義務等を定めた個人情報保護法等を制定し、国の法律と地方公共団体等の条例によりそれぞれ適正な取扱いに努めてきたところである。そうした中、近年の情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、地域や官民の枠を超えた利活用が活発化しており、全国的な共通ルールを法律で規定することが適当であるということから、令和3年に個人情報保護法が改正され、制度の官民の一元化が図られた。

こうした経緯を踏まえ、令和6年度の行政（重点）監査は、「個人情報を取り扱う委託業務に係る契約書について」をテーマとして、令和5年度中に契約を締結した業務委託契約のうち受託者に個人情報を取り扱わせたものを抽出し、令和5年4月1日から適用された特記事項を用いた契約書の作成状況とその運用及び受託者への個人情報の取り扱い方に着眼点を置いて監査を実施した。

まず、令和5年4月1日から適用された特記事項について、多くの契約で改訂後の特記事項が添付されており、担当課における契約に関する情報の収集体制と契約検査課による周知が一定程度機能していた現状が確認された。一方で、一部の契約においては担当課の確認不足等による添付漏れが見受けられた。

次に、特記事項で定めた取扱区域、従事者、消去又は廃棄等に係る報告書の受理については、委託内容から不要としている運用も一部見られたが、認識不足や誤認等により報告書を受理していない事例が散見された。

なお、必要があると認めた場合に実施する個人情報管理状況の实地検査については、ほとんどの契約において実施しておらず、また、消去又は廃棄については、特記事項において書面での報告以外に定めがないこともあり、实地確認等は行われていなかった。

これらを踏まえ、以下、監査委員としての意見を述べる。

契約検査課では契約約款雛形づくりをはじめとした最新の法改正等への対応について中心的な役割を担い、様々な方法で周知を図っているところだが、周知が庁内全体に浸透しているとは言えない状況にある。担当課の確認不足や認識誤りが散見される一方、契約検査課による周知内容では担当課において適切に対応することが困難な事例もあった。

そこで、契約検査課においては、今後、法令等の改正に係る周知に当たり、契約関係の改正のポイントや必要となる作業の周知だけにとどまらず、具体的な提出書類のチェックを兼ねる報告様式を整備することや、特記事項の運用ルールや担当課の裁量範囲を明確にすること等、担当課の実務に資する改善策の検討を進めていただきたい。また、担当課においては、契約担当の職員だけでなく課全体に改正内容等が浸透するよう、研修の実施やチェック体制の強化など組織としての対応を強く要望する。

なお、個人情報の消去又は廃棄に係る確認方法については、取り扱わせる個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じ、書面報告にとどまらず現状確認を行うなどの対応が必要な事案も想定されることから、实地検査の実施等、特記事項の見直しを要望する。さらに、受注者が特記事項の内容に違反し、個人情報漏洩等が発生した場合には特記事項第16条にある損害賠償の規定を厳格に運用されたい。なお、特記事項第9条に規定する再委託については今回の監査対象とはしていないが、より適切な取扱いに努められたい。

現在、本市では多くの個人情報を委託業務で受託者に取り扱いをしているところである。こうした業務を通じた個人情報の漏洩や滅失等が生じることがないように、契約検査課においては、本市の個人情報取扱いの所管課である市民情報・相談課とも連携し、業務を発注する担当課への適切な周知・指導に努められたい。行政においては、法令等により本人の意思にかかわらず多くの個人情報を取り扱う権限を有することから、より厳格な規律と運用が求められることを職員全員が再度認識して業務に当たられるよう強く望む。

参考資料

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含むもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）及び関係法令並びに本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該業務に係る個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報の保護)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめその利用目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(安全管理措置)

第4条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。取扱区域を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取扱区域から持ち出してはならない。

(従事者の報告)

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務に従事する者（以下これらを「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。従事者を変更する場合も同様とする。

2 責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務に従事する者を監督しなければならない。

3 業務に従事する者は、責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報取扱規程等の提出)

第6条 発注者は、業務の契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して個人情報取扱規程等について提出を求めることができる。

(目的外利用及び第三者提供の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、若しくは複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託)

第9条 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項ただし書きの規定により第三者（以下「再委託先」という。）に個人情報の処理を再委託する場合又は当該再委託の内容を変更する場合は、業務の着手前に、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出して、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託先の名称、代表者、所在地及び連絡先
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う個人情報
- (5) 再委託先における個人情報の安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する個人情報管理及び監督の方法

3 前項の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の返還及び廃棄等)

第10条 受注者は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が取得し、若しくは作成した個人情報について、発注者の指定した方法により遅滞なく発注者に返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、当該個人情報を消去又は廃棄する場合は、紙の溶解、データ消去用ソフトウェアの使用又は電磁的記録媒体の物理的破壊等、当該個人情報の復元又は判読ができないよう確実に消去又は廃棄するための必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、当該個人情報の消去又は廃棄を実施した後、消去又は廃棄を実施した日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第11条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報

をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、及び当該義務に違反したときは法の規定により罰則が科される場合があること等、当該業務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への教育)

第12条 受注者は、従事者に対し、取り扱う個人情報の安全管理が図られるように、必要な教育を配属時及び1年に1回以上は実施しなければならない。

2 特定個人情報を取り扱っている従事者については、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従事者が遵守すべき事項、その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施し、全員が受けたことについて発注者に書面にて報告をしなければならない。

(特定個人情報の受渡し)

第13条 受注者は、発注者と受注者間の特定個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に特定個人情報の預り証を提出しなければならない。

(定期報告及び検査の実施)

第14条 受注者は、個人情報の管理状況を含むこの契約の遵守状況について、定期的に発注者に書面により報告するものとする。

2 発注者は、受注者における安全管理措置の実施状況を確認するために、必要があると認めた場合には、受注者に対して当該業務の安全管理措置の実施状況について受注者の立会いの上、実地検査を実施することができる。この場合において、受注者は、当該実地検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 発注者は、前項の実地検査の結果、重大な支障が生ずると認めたときは、受注者に対して安全管理措置の改善を要請できるものとする。

(事故発生時における報告)

第15条 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約解除及び損害賠償)

第16条 発注者は、受注者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより個人情報の漏えい等が発生し、発注者に損害を生じさせた場合は、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。